

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## R2年度の年末調整における改正

R2年度の年末調整の時期が近づいてきました。今年の主な改正点は以下の4点です。

### 1. 給与所得控除

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。

給与の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	<b>55万円</b>	65万円
162万5,000円超 180万円以下	<b>(A)×40%－10万円</b>	(A)×40%
180万円超 360万円以下	<b>(A)×30%＋8万円</b>	(A)×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	<b>(A)×20%＋44万円</b>	(A)×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	<b>(A)×10%＋110万円</b>	(A)×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	<b>195万円</b>	
1,000万円超		220万円

控除の最低金額が55万円となり、収入850万円超で一律195万円となります。

### 2. 所得金額調整控除の創設

給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次のいずれかの条件を満たす方は、給与の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得の金額から控除することができます。

条件①：本人が特別障害者に該当する

条件②：年齢23歳未満の扶養親族を有する

条件③：特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

### 3. 基礎控除

基礎控除額が次の表のとおり改正されました。

合計所得金額（※）	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0万円	

（※）給与の収入金額ではなく、年金等も含めた合計の所得金額です。

### 4. ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の改正

未婚のひとり親（現に婚姻をしていない人または配偶者の生死が明らかでない一定の人）が次の条件を全て満たす場合に、35万円の所得控除が受けられる制度が創設されました。

条件①：扶養となる生計を一にする子を有している

条件②：合計所得金額が500万円以下である

条件③：事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない（※）

（※）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人をいいます。

a. 所得者が住民票に世帯主と記載されている場合

→同一の世帯に属する人の住民票に、世帯主との続柄が未届の夫（妻）である旨等の記載がされた人

b. 所得者が住民票の世帯主と記載されていない場合

→所得者の住民票に、世帯主との続柄が未届の夫（妻）である旨等の記載がされている場合のその世帯主

また、上記制度の創設に伴い、寡婦（寡夫）控除は次の通り見直しを行った上で、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除（控除額27万円）に改正されました。

（寡夫控除は未婚のひとり親控除に改正され、特別の寡婦控除は廃止されました。）

条件①：扶養親族を有している

条件②：合計所得金額が500万円以下である

条件③：事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない

※未婚のひとり親との違いは条件①のみです

年末調整の処理は、扶養控除等申告書に記載された情報を基に行われます。扶養控除等申告書に記載いただく際は、ご注意をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。